

2. 汚職事件について

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、職員共済組合、公益法人等（以下「公社等」という。）において、平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。

- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。
 - 汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。
 - 発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した汚職事件については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職が関係した汚職事件については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

汚職事件の状況

- 平成 23 年度中に発覚した汚職事件の件数は 128 件、これらの事件が発生した団体は 113 団体、当事者として汚職事件に関係した職員は 130 人である。
- 汚職事件を種類別にみると、横領事件が 98 件、収賄事件が 20 件であり、両者で全体の 92.2%を占めている。
また、関係職員（当事者）数を種類別にみると、横領事件に 100 人、収賄事件に 20 人が関係しており、これらの事件に関係した者が全体の 92.3%を占めている。
- 汚職事件を部門別にみると、教育部門が 22 件（17.2%）、総務部門 21 件（16.4%）となっている。
- 汚職事件を態様別にみると、「その他公金取扱」に関するものが 61 件（47.7%）、「土木建築工事の執行」に関するものが 18 件（14.1%）、「税の賦課・徴収」に関するものが 13 件（10.2%）となっている。

（１）件数、団体数、関係職員（当事者）数

区 分	件 数 (件)	団 体 数 (団体)	関係職員（当事者）数 (人)
都 道 府 県 等	21	17	21
市 町 村 等	106	95	108
公 社 等	1	1	1
計	128	113	130

（参 考）

平成 22 年度	108	90	131
----------	-----	----	-----

（注） 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が、「公社等」には、土地開発公社、住宅供給公社及び職員共済組合等が含まれる。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
横 領	98	76.6%	100	76.9%
収 賄	20	15.6%	20	15.4%
詐 欺	5	3.9%	5	3.8%
そ の 他	5	3.9%	5	3.8%
計	128	100.0%	130	100.0%

(注) 1 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しないことがある。以下同じ。

2 背任、職権濫用、公文書偽造、公印偽造については該当がなかった。

(3) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
教 育	22	17.2%	22	16.9%
総 務	21	16.4%	22	16.9%
公 営 企 業	18	14.1%	19	14.6%
民 生 ・ 労 働	17	13.3%	17	13.1%
農 林 ・ 水 産	13	10.2%	13	10.0%
土 木 ・ 建 築	13	10.2%	13	10.0%
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害	5	3.9%	5	3.8%
商 工	3	2.3%	3	2.3%
企 画 ・ 開 発	2	1.6%	2	1.5%
そ の 他	14	10.9%	14	10.8%
計	128	100.0%	130	100.0%

(注) 議会については該当がなかった。

(4) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
その他公金取扱	61	47.7%	62	47.7%
土木建築工事の執行	18	14.1%	18	13.8%
税の賦課・徴収	13	10.2%	14	10.8%
物品等の購入・ 役務の提供	5	3.9%	5	3.8%
補助金・融資	3	2.3%	3	2.3%
各種検査・ 審査・検定	1	0.8%	1	0.8%
そ の 他	27	21.1%	27	20.8%
計	128	100.0%	130	100.0%

(注) 各種許認可事務・任用、用地買収、公有財産の払下、地位買収については該当がなかった。

(5) 関係職員（当事者）の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
平成23年度	0	1	4	5	125	130
平成22年度	0	0	1	1	130	131

(6) 汚職事件発生の背景

○ 平成23年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等(113団体)が、汚職事件発生の背景として指摘している事項は次のとおりである。(複数回答団体あり)

区 分	回 答 数
1. 組織・制度上の問題	246
(1) 監督の不十分	(108)
(2) 特定職員への権限集中	(53)
(3) 制度及び制度運用上の問題	(53)
(4) 人事の停滞	(32)
2. 職務遂行上の問題	234
(1) 業務チェックの不備	(119)
(2) 会計管理の不備	(83)
(3) 公印等の管理の不備	(32)
3. 職員としての資質の問題	200
(1) 職員としての資質の欠如	(173)
(2) 職員と業者との癒着	(27)
4. 外部的要因による問題	15
(1) 業者の競争	(12)
(2) 社会的な要因	(3)
5. その他	36

(7) 汚職事件再発防止のための措置

- 平成 23 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（113 団体）において、汚職事件の再発を防止するための主な措置は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	サービス関係規程の整備	1 2	6
	審査・管理機関の設置	1 2	4
	事務分掌、決裁等関係規程の整備	1 1	2
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	1 6	4
	許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転	7	1
	要員の充実	3	2
事務執行方法の改善	チェックシステムの整備強化	7 3	5
	事務点検、調査の実施	7 0	6
	会計事務の改善	6 0	4
サービス管理の整備強化	通達の発出	8 3	1
	訓示	6 0	0
	相互注意の喚起	4 5	2

(注) 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を 3 項目抽出(複数回答団体あり)。

(参考) 発覚件数、団体数及び関係職員(当事者)数の推移

区 分		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
件 数 (件)	都道府県等	38	31	33	16	32	21	33	25	21	21
	市町村等	106	104	92	124	126	120	122	98	87	106
	公 社 等	3	1	0	0	1	2	1	0	0	1
	計	147	136	125	140	159	143	156	123	108	128
団 体 数 (団体)	都道府県等	20	19	15	10	19	11	22	11	16	17
	市町村等	95	90	79	98	105	110	107	92	74	95
	公 社 等	3	1	0	0	1	2	1	0	0	1
	計	118	110	94	108	125	123	130	103	90	113
関 係 職 員 (当事者) 数 (人)	都道府県等	45	33	36	16	41	21	40	27	21	21
	市町村等	115	137	106	132	149	123	123	108	110	108
	公 社 等	3	1	0	0	1	2	1	0	0	1
	計	163	171	142	148	191	146	164	135	131	130